

令和2年度11月定例教育委員会会議録

1. 日時	令和2年11月18日(木) (午後3時から)
1. 場所	市来庁舎 2階庁議室
1. 委員会に出席した人	富永伸博委員・徳重涼子委員・福田恵一委員・福山 希委員 有村孝教育長 瀬川総務課長・藏菌学校教育課長・梅北社会教育課長、福山市民スポーツ課長・荒田給食センター所長・徳永学校教育課長補佐、五反田社会教育課長補佐 書記 吉永総務課長補佐
1. 附議事件	議案第20号 いちき串木野市立小中学校学校事務支援室運営規程の一部を改正する訓令について【総務課】 議案第21号 令和2年第6回いちき串木野市議会定例会に提出する議案に係わる市長への意見答申について【総務課・社会教育課・市民スポーツ課】 議案第22号 令和2年度一般会計補正予算の作成に係わる市長への意見答申について【総務課・市民スポーツ課】
有村教育長	只今から11月分月定例教育委員会を始めます。 まず、会議録署名委員については、富永委員にお願いします。 委員の先生方には、先に配布してありました10月定例教育委員会の会議録について、何かご意見はなかつたでしょうか。
各委員	ありません。
有村教育長	ご意見が無いようですので、10月定例教育委員会の会議録については承認いたします。 それでは、附議事件に入ります。議案第20号 いちき串木野市立小中学校学校事務支援室運営規程の一部を改正する訓令についてを議題とします。説明をお願いします。
瀬川課長	議案集の1ページをご覧ください。 議案第20号 いちき串木野市立小中学校学校事務支援室運営規程の一部を改正する訓令についてであります。 提案理由としては、令和3年3月31日をもって冠岳小学校が廃校となるため、いちき串木野市立小中学校学校事務支援室運営規程の一部を改正しようとするものであります。

	<p>それでは、2ページをご覧ください。</p> <p>まず、学校事務支援室についてでありますと、学校事務を共同で実施し、事務の効率化を図るとともに、学校運営に関する支援を行うために設置するものであります。</p> <p>学校事務支援室には拠点校 連携校があり、現在、本市には、4つの支援室があります。</p> <p>それでは、いちき串木野市立小中学校学校事務支援室運営規程の一部を改正する訓令ですが、冠岳小学校の閉校に伴い生福小学校を拠点校とする事務支援室を閉鎖し、生福小学校と生冠中学校を市来中学校を拠点校とする事務支援室に加えようとするものです。</p> <p>新旧対照表が理解しやすいと思いますので、3ページをご覧ください。左側の表が改正後、右側の表が改正前となっております。</p> <p>右側の改正前では、生福小学校を拠点校とする支援室でありますと、来年度から冠岳小学校が閉校となり、生福小学校と生冠中学校の2校となってしまいます。</p> <p>そこで、そのまま2校で実施するのか、それとも他の支援室と一緒にになるのかを検討を頂いておりましたが、検討の結果、市来中学校を拠点校とする支援室に加わることとされたところであります。</p> <p>左側の改正後では、ここでは、省略しておりますが、串木野中学校を拠点校に連携校を串木野小学校、照島小学校とする支援室。</p> <p>そこに掲げてあります串木野西中学校を拠点校とする支援室。</p> <p>今回、生福小学校と生冠中学校を連携校に加えた市来中学校を拠点校とする支援室の3つにしようとするものであります。</p> <p>2ページにお戻りください。</p> <p>附則において、この訓令は、令和3年4月1日から施行するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。審議方をよろしくお願いします。</p>
有村教育長	拠点校と連携校の違いの補足説明もお願いします。
瀬川課長	拠点校が中心となり、連携校と事務運営について協議を行っています。拠点校の事務の先生は、県からの辞令を受け、室長となり、学校事務と連携して運営しているところであります。
有村教育長	委員の皆さんからご質問はありませんか。
福田委員	各学校には、全て事務職員はいるのでしょうか。
瀬川課長	全ての学校にいます。 事務職員は、それぞれに相互に事務の点検をしたり、手当等の適正な実施について協議をしたり、事務の情報共有を図っています。

富永委員	確認ですが、もう一つの拠点校は、どこだったでしょうか。
瀬川課長	<p>串木野中学校を拠点校として、串木野小学校、照島小学校が連携校となっています。</p> <p>拠点校は、来年度から串木野中学校、串木野西中学校、市来中学校の3つとするものであります。</p>
富永委員	グループ分けで距離的な問題などありませんか。
瀬川課長	<p>距離的には大丈夫であります。</p> <p>グループ分けには、各学校の校長先生、教頭先生、事務職員の中で、協議して頂いた結果となっています。</p>
有村教育長	<p>委員の皆さんからご質問はありませんか。</p> <p>なければ、承認することといたします。</p> <p>次に、議案第21号 令和2年第6回いちき串木野市議会定例会に提出する議案に係わる市長への意見答申について を議題とします。説明をお願いします。</p>
瀬川課長	<p>議案集の4ページをご覧ください。</p> <p>議案第21号令和2年第6回いちき串木野市議会定例会に提出する議案に係わる市長への意見答申についてであります。</p> <p>令和2年第6回いちき串木野市議会定例会に提出する議案について、市長から意見を求められたので、いちき串木野市教育委員会の行政組織に関する規則第10条第2号の規定により、教育委員会の意見を求めるものであります。</p> <p>議案集の6ページをご覧ください。</p> <p>令和2年第6回いちき串木野市議会定例会に提出する議案についての諮問書を掲載してございます。</p> <p>諮問内容は、組織機構の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、冠嶽園の指定管理者の指定について、串木野体育センター及び長崎鼻公園ソフトボール場の指定管理者の指定について、川上運動広場の指定管理者の指定について、串木野弓道場及び市来弓道場の指定管理者の指定について、相撲競技場の指定管理者の指定について、B&G海洋センターの指定管理者の指定について、別紙のとおり議案を作成し、第6回いちき串木野市議会定例会に提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、委員会の意見を求めるものです。</p> <p>議案の説明は、担当課からそれぞれ説明を申し上げますので、よろしくお願いします。</p> <p>議案集の7ページをご覧ください。</p>

組織機構の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するものであります。

提案理由は社会経済情勢や市民ニーズの変化に対応した行政運営を行うため、組織機構の見直しを行うに当たり、関係条例を整備しようとするものであります。

それでは、議案の内容説明に入る前に、令和3年度に計画されています市の組織機構の見直しの説明を申し上げたいと思います。

定例教育委員会資料の7ページをお開き下さい。

令和3年度組織見直しの考え方についてであります。

1点目に人口減少・少子高齢化に対応した組織づくりとして、高齢者施策の対応のために長寿介護課の設置。少子化施策の対応のため子どもみらい課の設置。

2点目に本市の特色を活かした組織づくりとして、①地方創生の対応のため、現在の政策課政策係から企画政策課戦略対策係として新設。

②本市の資源・素材を活用するため、食のまち推進課、観光交流課、市民スポーツ課（一部）を統合し、新たにシティーセールス課を設置。

3点目に人口減（職員数）に対応した組織づくりのため、①職員減に合わせた効率的な組織設置のため、現在の市民課、生活環境課を統合し、市民生活課を設置。少人数の係の統合（政策課、支所市民課、上下水道課）、管理職兼務（経営改革課長、給食センター所長）を行うものです。

②事業終了時に伴うものとして、現在の都市計画課（区画整理 工事終了）と土木課（事業量減少）を統合し、都市建設課を設置。

③農政課を市来庁舎に移転し、災害時対応の一元化を図ろうとするものです。

4点目に令和6年度に、総務部門の組織見直しを行うこととしています。

以上が、組織見直しの主な内容となります。

それでは、教育委員会関係の具体的な見直し内容について説明を申し上げたいと思います。

12ページをお開き下さい。

12ページから13ページにかけまして、教育委員会関係が掲載しています。

まず、総務課関係ですが、教育総務課と変わります。

事務事業としては、令和3年度から市民スポーツ課の学校開放事業が教育総務課へ移管されます。それ以外は、現状のままとなります。

また、令和3年度から給食センター所長は、教育務課長が兼務することとなります。

次に、学校教育課は、現状のままとなっています。

次に、市民スポーツ課は、廃止されることとなっています。

現在の事務事業については、学校施設開放事業は教育総務課へ、ス

	<p>スポーツ振興業務は、シティーセール課へ、市民体育業務は社会教育課へ移管されることとなります。</p> <p>13 ページをご覧ください。</p> <p>社会教育課は、社会体育係が新たに新設されます。</p> <p>事務事業については、家庭教育支援事業が子どもみらい課へ、日本遺産業務がシティーセール課へ、市民体育業務が社会教育課へ移管されます。</p> <p>また、現在 2 階にあります社会教育課は、3 階の現市民スポーツ課へ配置替えされることとなっています。</p> <p>次に学校給食センターは、業務内容は現状のままとなっています。</p> <p>ただし、学校給食センター係が設置されることとなることや給食センター所長は、教育総務課長が兼務することとなっています。</p> <p>以上が教育委員会関係の組織見直しとなっています。</p>
有村教育長	ここまでに、委員の皆さんからご質問はありませんか。
福田委員	社会教育課は、益々事業が増えますね。
有村教育長	事業の増に伴い、職員が増員される予定だと聞いています。 ほかにございませんか。
瀬川課長	<p>それでは、議案の説明に戻りたいと思います。</p> <p>議案集の 8 ページをご覧ください。</p> <p>組織機構の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例ですが、教育委員会関係分のみ説明をさせて頂きたいと思います。</p> <p>なお、新旧対照表の方が分かりやすいと思いますので、20 ページからの表で、説明を申し上げます。</p> <p>まず、第 1 条関係の行政組織条例の一部改正に關係しまして、教育委員会の行政組織の変更につきましては、教育委員会規則で整備されているため、市の組織機構の見直しが、12 月議会で見通しがつき次第、12 月の定例教育委員会で審議して頂きたいと思いますので、よろしくお願いします。</p> <p>議案集の 24 ページをご覧ください。</p> <p>第 2 条関係の職員定数条例の一部改正における職員定数については、改正前は 358 人であったものが、改正後は 332 人となります。</p> <p>教育委員会の事務局職員の職員は、改正前は 58 人であったものが、改正後では、40 人となります。主な要因としては、これまでの職員の減数及び市民スポーツ課の廃止などに伴う減であります。</p> <p>議案集の 25 ページをご覧ください。</p> <p>第 3 条関係の付属機関条例の一部改正についてであります、26 ページで、下線部分が改正されるところであります。</p>

いちき串木野市 B&G 海洋センター運営協議会については、市長部局へ移管するものであります。

議案集の 35 ページをご覧ください。

第 11 条関係の市スポーツ推進審議会条例の一部改正についてであります、審議会の庶務を現在の市民スポーツ課から社会教育課へ移管するものであります。

議案集の 36 ページをご覧ください。

議案集の 36 ページの第 12 条関係から第 22 条関係までの 11 施設については、施設の管理を教育委員会から市長部局へ移管するものであります。

まず、議案集の 36 ページの第 12 条関係の串木野体育センター条例の一部改正についてであります、串木野体育センターの管理を市長部局へ移管するものであります。

議案集の 40 ページをご覧ください。

第 13 条関係の市来運動場条例の一部改正についてであります、市来運動場の管理を市長部局へ移管するものであります。

議案集の 44 ページをご覧ください。

第 14 条関係の川上運動広場条例の一部改正についてであります、川上運動広場の管理を市長部局へ移管するものであります。

議案集の 47 ページをご覧ください。

第 15 条関係の市来体育館条例の一部改正についてであります、市来体育館の管理を市長部局へ移管するものであります。

議案集の 51 ページをご覧ください。

第 16 条関係の弓道場条例の一部改正についてであります、弓道場の管理を市長部局へ移管するものであります。

議案集の 54 ページをご覧ください。

第 17 条関係の市来武道館条例の一部改正についてであります、市来武道館の管理を市長部局へ移管するものであります。

議案集の 57 ページをご覧ください。

第 18 条関係の相撲競技場条例の一部改正についてであります、相撲競技場の管理を市長部局へ移管するものであります。

議案集の 60 ページをご覧ください。

第 19 条関係の市民プール条例の一部改正についてであります、市民プールの管理を市長部局へ移管するものであります。

議案集の 62 ページをご覧ください。

第 20 条関係の B&G 海洋センター条例の一部改正についてであります、B&G 海洋センターの管理を市長部局へ移管するものであります。

議案集の 66 ページをご覧ください。

第 21 条関係の総合運動公園体育施設条例の一部改正についてであります、総合運動公園体育施設の管理を市長部局へ移管するものであります。

	<p>ります。</p> <p>議案集の 70 ページをご覧ください。</p> <p>第 22 条関係の旭運動広場の一部改正についてであります、旭運動広場の管理を市長部局へ移管するものであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 以上の 11 施設が、教育委員会から市長部局へ移管されることになります。 <p>議案集の 19 ページにお戻りください。</p> <p>附則として、この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行することとしております。</p> <p>組織機構の見直し関連については、以上で説明を終わります。</p> <p>この後は、指定管理の関係議案になります。</p>
有村教育長	委員の皆さんからご質問はありませんか。
富永委員	<p>子育て支援に取り組む市長部局のスタンス、社会教育課のスタンスがあると思うが、そのスタンスが変わってくるとか、教育部分がないがしろにされてしまって、福祉課的な部分だけが先行されるといったことになると、切り分けができるのか、逆に、疎かになる部分がでてこないかが懸念されます。</p> <p>もし、教育委員会の社会教育の部分が市長部局に移管するのであれば、しっかりと念押しして、漏れがないように救っていく必要があると思います。</p>
有村教育長	<p>小中学生はこれまでも、福祉課と連携した対応を取っているところではあります。今回の組織機構の見直しで、社会教育課の子育て施策が子どもみらい課へ移管されることに伴い、不安な面がありますが、現在の教育支援員 5 名も移動することとなっています。</p>
徳重委員	<p>子どもみらい課は、何歳から何歳までとかという、対応する年齢があるのでしょうか。</p> <p>青少年健全育成の部分は、これまでどおり社会教育課で対応されると思いますが、子どもみらい課のすみわけが分かりにくいのではないかと感じます。</p>
梅北課長	青少年健全育成の部分は、これまでどおりです。
瀬川課長	市長部局では、この内容で議会に提案することとなっています。
有村教育長	<p>ほかに委員の皆さんからご質問はありませんか。</p> <p>なければ、指定管理議案について説明をお願いします。</p>

梅北課長	<p>議案集の 73 ページをご覧ください。</p> <p>冠嶽園の指定管理者の指定についてであります。</p> <p>冠嶽園の指定管理者を下記のとおり指定することについて、議会の議決を求めるものであります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 管理を行わせる施設の名称は、いちき串木野市冠嶽園 2 指定管理者となる団体 いちき串木野市羽島 9194 番地 有限会社 坂口造園 代表取締役 坂口 成子 3 指定の期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで 提案理由は、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。 <p>議案集の 74 ページには、参考といたしまして、地方自治法の「公の施設の設置、管理及び廃止」の条文、「指定管理者の指定」に係る条文が抜粋掲載しております。</p> <p>本件につきましては、公募による募集を 8 月 21 日から 9 月 7 日まで行いましたが、応募は 1 社、これまでに指定管理者であります、坂口造園のみであります。</p> <p>選定審議会では、これまで良好な管理を行っているとのことで、継続が妥当だとの意見を受けて、議案として提案するものであります。</p> <p>坂口造園につきましては、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間、それに引き続き平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間、今回 2 回目の更新で令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間となっています。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>議案集の 75 ページをご覧ください。</p> <p>串木野体育センター及び長崎鼻公園ソフトボール場の指定管理者の指定についてであります。</p> <p>串木野体育センター及び長崎鼻公園ソフトボール場の指定管理者を下記のとおり指定することについて、議会の議決を求めるものであります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 管理を行わせる施設の名称は、 いちき串木野市串木野体育センター 長崎鼻公園ソフトボール場 2 指定管理者となる団体 いちき串木野市浜ヶ城 12420 番地 2 有限会社 俣木造園 代表取締役 俣木 伸文 3 指定の期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで 提案理由は、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。 <p>こちらの指定管理を行う団体につきましては、これまで、平成 28 年度から令和 2 年度まで、同じ俣木造園の方で指定管理しております。</p>
福山課長	

公募で募集しましたが、俣木造園 1 社のみの申込であり、引き続き指定する議案の提案を行うものです。

議案集の 77 ページをご覧ください。

川上運動広場の指定管理者の指定についてであります。

1 管理を行わせる施設の名称は、

いちき串木野市川上運動広場

2 指定管理者となる団体

いちき串木野市川上 978 番地

川上コミュニティ協議会

会長 田淵 明

3 指定の期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
こちらの案件につきましては、非公募であります、直接、川上コ
ミュニティ協議会の方にお願いに行ったところであります。

こちらにつきましても、平成 28 年度から令和 2 年度まで、指定管理
を受けて頂いており、引き続きお願いするものであります。

提案理由は、先程と同じ内容となっています。

議案集の 79 ページをご覧ください。

串木野弓道場及び市来弓道場の指定管理者の指定についてであります。

1 管理を行わせる施設の名称は、

いちき串木野市串木野弓道場

いちき串木野市市来弓道場

2 指定管理者となる団体

いちき串木野市美住町 68 番地

いちき串木野市弓道連盟

会長 橋元 進

3 指定の期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
提案理由は、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、指定管
理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

こちらにつきましても、非公募であります、平成 28 年度から令和
2 年度まで指定管理を受けて頂いており、引き続きお願いするもので
あります。

提案理由は、先程と同じ内容となっています。

議案集の 81 ページをご覧ください。

相撲競技場の指定管理者の指定についてであります。

1 管理を行わせる施設の名称は、

いちき串木野市相撲競技場

2 指定管理者となる団体

いちき串木野市栄町 39 番地

いちき串木野市相撲連盟

会長 福山 力男

3 指定の期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで
こちらにつきましても、非公募でありまして、相撲連盟が平成28年度から令和2年度まで指定管理を受けて頂いており、引き続きお願ひするものであります。

提案理由は、同じ内容となっています。

議案集の83ページをご覧ください。

B&G 海洋センターの指定管理者の指定についてであります。

1 管理を行わせる施設の名称は、

いちき串木野市 B&G 海洋センター

施設としましては、野元にあります体育館、武道館の施設と五反田川河口にあります艇庫、長崎鼻にあります海水プールとなります。

2 指定管理者となる団体

東京都中野区東中間三丁目 18番 12号

株式会社 日本水泳振興会

代表取締役 坂元 要

3 指定の期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで
こちらにつきましても、日本水泳振興会が平成30年度から3年間、指定管理をしており、引き続きお願ひするものであります。

こちらにつきましは、公募をしまして、日本水泳振興会1社の応募があり、選定審議会で、継続が妥当だとの意見を受けて、議案として提案するものであります。

提案理由は、同じ内容となっています。

以上で説明を終わります。

有村教育長

委員の皆さんからご質問はありませんか。

富永委員

今回の6件の指定管理議案については、来年度から定例教育委員会の議案として提案がないということで理解してよろしいでしょうか。

福山課長

市民スポーツ課の串木野体育センターなど5件の案件については、市長部局であるシティーセールス課にすべて移管することとなり、教育委員会の審議から除かれます。

梅北課長

社会教育課の冠嶽園は、そのまま教育委員会の所管となっています。

有村教育長

委員の皆さんから、ほかにご質問はありませんか。

なければ、承認することいたします。

次に、議案第22号令和2年度一般会計補正予算の作成に係わる市長への意見答申について を議題とします。説明をお願いします。

瀬川課長

議案集の 85 ページをご覧ください。

議案第22号 令和2年度一般会計補正予算の作成に係わる市長への意見答申についてであります。

教育に係わる令和2年度一般会計補正予算の作成について市長から意見を求められたので、いちき串木野市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第2号の規定により、教育委員会の意見を求めるものであります。

それでは、87ページをご覧ください。

令和 2 年度一般会計補正予算の作成についての諮問書を掲載してございます。

諮問内容は、令和 2 年度いちき串木野市一般会計補正予算（第 6 号）（第 7 号）について、別紙のとおり予算案を作成し、次期市議会に提案したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき委員会の意見を求めるものです。

88 ページをご覧ください。

補正予算の主な事業を掲載してございます。

まず、教育総務費の 4 目 教育振興費の①いじめ調査委員会設置経費 81 万 4 千円の追加は、いじめ調査委員会の開催数増に係る報酬等の追加であります。

小学校費の 1 目 学校管理費の①小学校管理費 50 万円の追加は、羽島出身者の寄附金を活用して、羽島小学校校舎 2 階のトイレを洋式化する経費の追加であります。

2 目教育振興費の 413 万円の追加は、①単価改定及び援助児童数の増に伴う要保護及び準要保護生徒就学援助費の追加であります。

中学校費の 2 目教育振興費の 1104 万 8 千円の追加は、①令和 3 年度からの中学校教科書改訂に伴う教師用指導書等購入費 889 万円の追加、②単価改定及び援助児童数の増に伴う要保護及び準要保護生徒就学援助費 215 万 8 千円の追加であります。

保健体育費の 2 目学校保健体育費の 1 万 4 千円の追加は、スクールガードリーダーの活動経費の追加であります。

総務課関係は以上です。

市民スポーツ課関係でございます。

6 项保健体育費、1 项保健体育総務費の 9535 万 7 千円の減額は、①第 75 回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」・第 20 回全国障害者スポーツ大会「燃ゆる感動かごしま国体」の開催が 2023 年に延期されたことに伴う会計年度任用職員関係経費 410 万 4 千円の減額、②第 75 回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」・第 20 回全国障害者スポーツ大会「燃ゆる感動かごしま国体」の開催が 2023 年に延期されたことに伴う実行委員会への負担金 9125 万 3 千円の減額であります。

4 项総合体育馆管理費の 100 万 1 千円の追加は、7 月豪雨時の落雷被害による太陽光発電 1 基の修繕料であります。

	<p>以上で説明を終わります。</p>
有村教育長	<p>説明が終わりましたが、委員の皆様からご質問はありませんか。なければ、承認することいたします。</p> <p>本日の附議事件は以上です。</p> <p>次に、その他の(1)各課の行事報告及び行事報告について、説明をお願いします。</p>
(所管課長)	<p>(1) 10月～12月教育委員会行事報告及び行事計画について（各課報告）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○義務教育課学校訪問（10月16日 生福小、市来中） ○旭幼稚園閉園に関する地域説明会（10月16日 旭交流センター） ○黎明の地ふるさと短歌大会表彰式（10月17日 アクアホール） ○第2回鹿児島地区小・中一貫教育及び義務教育学校教頭研修会（10月20日 鹿児島地域振興局） ○決算審査特別委員会（10月20～23日） ○ゆめきばいやんせダンス練習会（10月21日 市来小学校） ○無量寺ころばん体操研修視察（10月21日 学校給食センター） ○国体市町村連絡会（10月21日 県青少年会館） ○義務教育課による生徒指導訪問（10月23日 照島小） ○県教育委員会研究協力校「読書指導」研究公開（10月23日 川上小） ○後期合同計画学校訪問（10月26日 串木野中） ○鹿児島県市町村教育委員会連絡協議会研修会及び講演会（10月26日 かごしま市民プラザ） ○市教務主任等研修会（10月27日 市来庁舎第1・2会議室） ○原子力防災訓練第1回全体会議（10月29日 ホルウェルビューア） ○鹿児島県B&G地域海洋センター指導員等研修会（10月29日 アクアホール） ○日置地区フレッシュ研修（研究授業：道徳）（10月30日） ○鹿児島地域行政懇話会（10月30日） ○第13回B&G杯パークゴルフ大会（10月31日） ○運動会（市来小 11月1日） ○運動会（串木野小 11月2日） ○県民週間学校訪問（羽島小、羽島中、荒川小、旭小、旭幼）（11月2日） ○県教育委員会との意見交換会（11月2日 ホルウェルビューア） ○スポーツ推進委員定例会（11月2日） ○県民週間学校訪問（川上小、市来小、市来幼、市来中）（11月4日） ○県民週間学校訪問（冠岳小、生福小、生冠中）（11月5日） ○県民週間学校訪問（照小、串高、串小、串中、串西中）（11月6日） ○市議会臨時会（11月6日） ○青松塾（登山体験活動）（11月7日）雨天中止 ○市スポーツ少年団ソフトボール本部大会（11月8日） ○市教育委員会行政評価会議（11月10日）

	<ul style="list-style-type: none"> ○人権教育推進に係る学校訪問（市来小、生福小）（11月10日） ○伊佐市学校給食センター研修視察（11月10日 学校給食センター） ○鹿児島県図書館大会（11月11日 県民交流センター） ○第2回市教育支援委員会（11月11日） ○市小・中養護教諭等研修会（11月12日） ○義務教育課による生徒指導訪問（西中、串中、冠岳小 11月13日） ○土曜授業（11月14日） ○市教頭研修会（11月17日） ○市進路指導主任等研修会（11月18日） ○地区校長会（11月19日 鹿児島県地域振興局） ○第2回市学校保健会理事会・評議会（11月19日） ○第2回いじめ問題対策連絡協議会（11月24日） ○第2回市生活指導研究協議会（11月24日） ○第2回市校外生活指導連絡協議会（11月24日） ○串木野西中学校区小中一貫教育公開研究会（西中 11月25日） ○ダイドードリンコ日本の祭り認定証授与（11月25日） ○有村教育長退任式（11月25日） ○教育長・教育委員辞令交付式（11月26日） ○相良教育長就任式（11月26日） ○12月議会開会日（11月27日） ○日置地区生涯学習推進大会（11月28日 伊集院文化会館） ○旭町クラブ視察研修（12月7日 学校給食センター） ○市養護教諭専門部会（12月9日 アクア多目的室） ○土曜授業（12月12日） ○第2回市通学路安全推進会議（12月16日） ○照島小学校家庭教育学級（12月17日 学校給食センター） ○教育委員と校長と語る会（12月17日 串小・羽島小） ○幼・小・中学校第2学期終業式（12月24日） ○仕事納め式（12月28日） ○令和3年成人式準備・リハーサル（12月28日）
有村教育長	<p>10月～12月教育委員会行事報告及び行事計画について、委員の皆さんからご質問はありませんか。</p> <p>なければ、その他の（2）令和3年新春賀詞交換会にはいります。 説明をお願いします。</p>
瀬川課長	<p>資料の15ページをご覧ください。</p> <p>令和3年新春賀詞交換会についてであります。</p> <p>日時は、令和3年1月4日（月）11時～11時45分</p> <p>場所は、ホテルアクシアくしきのさのさの間（1号・2号）</p> <p>会費は、1人当たり1,000円、その他として、当日は、マスク着用の</p>

	うえ、名札、名刺をご持参ください。
有村教育長	<p>委員の皆さんからご質問はありませんか。 なければ、その他の（3）生徒指導案にはいります。 説明をお願いします。</p>
藏菌課長	<p>生徒指導事案について ・今後のいじめ対策委員会を開催予定等を説明、報告。</p>
有村教育長	<p>委員の皆さんからご質問はありませんか。 なければ、その他の（4）令和2年度学校訪問（市・合同）及び教育委員と語る会にはいります。 説明をお願いします。</p>
徳永補佐	資料を基に「語る会期日」等を説明。
有村教育長	<p>委員の皆さんからご質問はありませんか。 次に、その他の（5）次回定例教育委員会の開催日について、説明をお願いします。</p>
瀬川課長	<p>次回定例教育委員会の開催日についてですが、12月17日、木曜日、15時からを計画しております。 それぞれ日程確保をよろしくお願ひいたします。</p>
有村教育長	次に、その他の（6）その他ですが、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会2023年開催決定に係る経緯及び今後のスケジュール（案）等について、市民スポーツ課から説明をお願いします。
福山課長	<ul style="list-style-type: none"> ・いちき串木野市開催競技・会場（案） 特別国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」 【正式競技】6人制バレー ボール競技（成年男子）・バスケットボール競技（少年女子） 【デモストレーションスポーツ】少林寺拳法・3B体操 ・鹿児島県下一周市郡対抗駅伝競走大会（R3.2.13～17） ・県地区対抗女子駅伝競走大会（R3.1.31）
有村教育長	<p>委員の皆様から、ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、以上で11月定例委員会の協議を終わります。 最後に退任のあいさつをさせて頂きたいと思います 《退任のあいさつ》</p>

（午後4時55分）

本会議録は正当なることを認め、ここに承認する。

令和 2 年 12 月 17 日

教育長 有村孝

委員 富永伸博

